

空き家の購入、改修、 家賃などを補助します！

みなかみ町では、空き家の有効活用により町内への定住促進を図るため、空き家バンクを開設しました。開設に伴いまして、空き家バンクをとおして賃貸借契約、売買契約を結ばれた方で下記の要件を満たす場合、補助金を支給します。

補助概要

対象者

空き家バンクに登録された空き家等をみなかみ町に定住する意思を持って賃借する方又は購入する方で、下記のいずれかに該当する方

- みなかみ町に住民登録されている若年夫婦(夫婦の年齢の合計が90歳未満)
- みなかみ町に転入した方

※但し、転入の際に継続して3年以上みなかみ町以外の市区町村に住民登録されていた方

補助金の種類

○賃貸借補助金

対象経費: 空き家等の賃借費用(土地のみは不可)

○空き家等購入・改修等補助金

対象経費: 購入費用及び改修等費用(家財道具処分費用を含む)

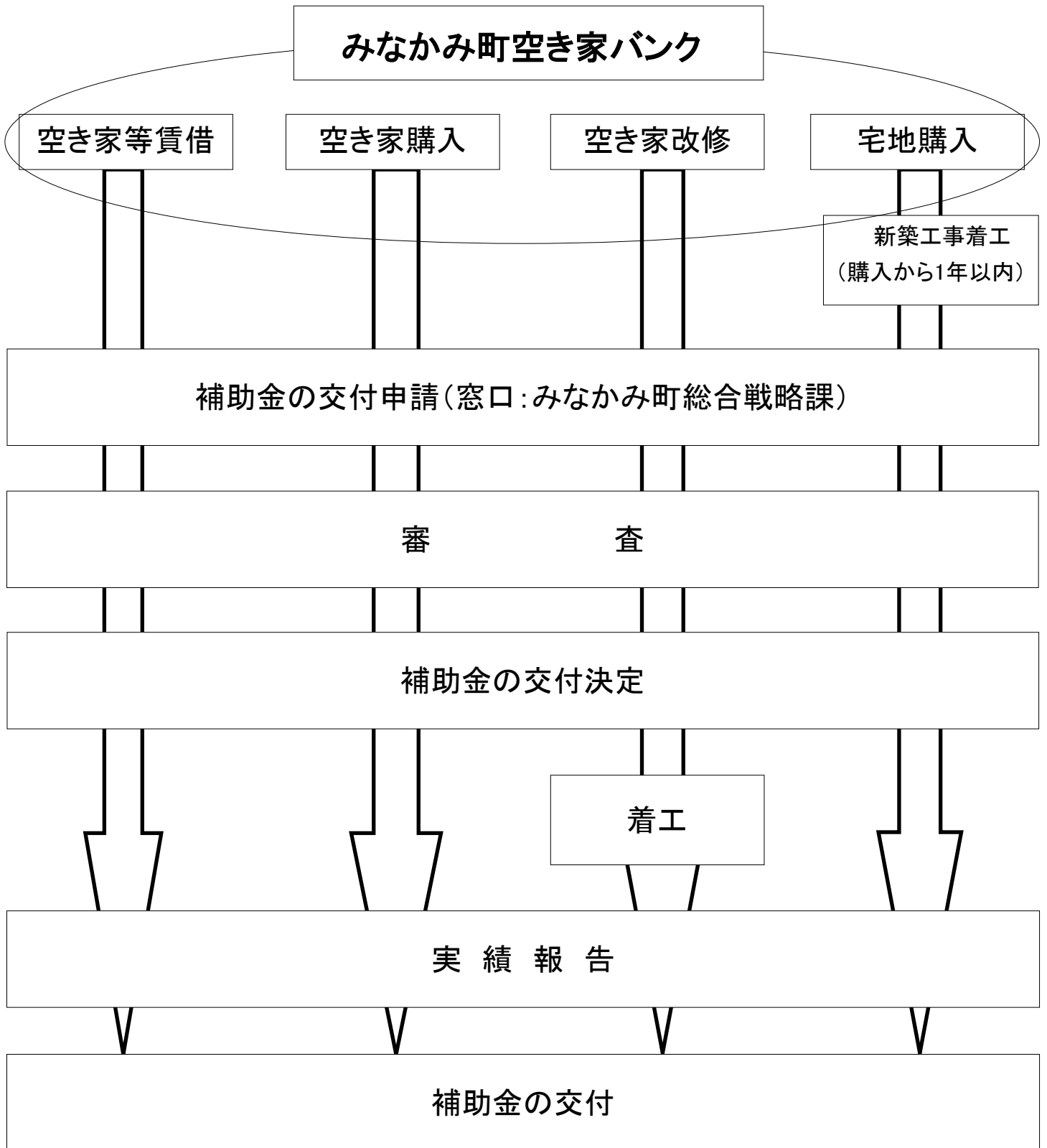


補助率

補助金の種類	補助率	上限額	
		若年夫婦	左記以外の転入者
賃貸借補助金	1/4	上限10,000円/月 (上限3年間)	—
空き家等購入・改修等補助金	1/10	上限1,000,000円	上限500,000円

※詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

みなかみ町空き家等活用促進事業補助金 ～補助金申請手続きから交付までの流れ～



※空き家等の賃借について

2年目、3年目分の補助金の交付を希望する場合、年度当初に1年目と同様の手順で補助金申請をしていただきます。